

# 目黒区子ども読書活動推進のための方針（改定版）

～読書がひらく子どもの未来～



平成 2 1 年 3 月

目黒区教育委員会

## 目 次

### はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義と地域社会の役割 . . . . . 1
- 2 子どもの読書活動をめぐる現状と見直しの方向性 . . . . . 2
- 3 これまでの取り組み実績と課題 . . . . . 2

### 第1 目黒区子ども読書活動推進のための方針の考え方

- 1 方針の目的 . . . . . 3
- 2 方針の基本的な性格 . . . . . 4
- 3 方針の目標 . . . . . 4
- 4 方針に示された施策の実施期間 . . . . . 4

### 第2 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み

- 1 家庭、地域における子ども読書活動の推進 . . . . . 4
- 2 区立図書館における子ども読書活動の推進 . . . . . 5
- 3 小中学校における子ども読書活動の推進 . . . . . 7
- 4 幼稚園、保育園等における子ども読書活動の推進 . . . . . 8

### 第3 子ども読書活動推進のための施策の体系 . . . . . 8

### 第4 推進体制 . . . . . 8

はじめに

目黒区教育委員会は平成 16 年に「目黒区子ども読書活動推進のための方針」を策定しました。この方針を策定した背景には、平成 13 年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、地方公共団体は子どもの読書活動推進の責務を有するとされたことがあげられます。方針の策定にあたっては、図書館や学校を始めとする目黒区の関係機関、保護者及びボランティアなどが連携し、子どもの読書活動の環境づくりに積極的に取り組むことを目標としました。方針に示された施策の実施期間はおおむね 5 年としていることから、方針の基本的な性格や目標に沿って個別の施策を見直し、改定版を作成することとしました。

## 1 子どもの読書活動の意義と地域社会の役割

子どもたちは本の登場人物と心を重ね合わせて喜びや悲しみを感じたり、勇気や希望を見出すことができます。読書体験を積み重ね、感動的な本と出会うことは、心の成長に大きな影響を与えます。また、多くの言葉を知ることは豊かな表現力を身につけ、人と人とのコミュニケーションを円滑にすることにもつながります。読書は子どもたちの感性を高め、心豊かな人間として成長するために不可欠なものと言えます。

情報メディアの発達が必要な情報や楽しみを手軽に素早く手に入れることを可能にしました。しかし、テレビやインターネットから瞬時に現れる断片的な情報だけでは、子どもたちの総合的な成長や向上心を満足させることはできません。静かに深く語りかける一冊の本を通じて考える時間は、子どもたちが思考を深め自らの力で自分自身を育む貴重な体験となります。

こうした読書の効用を踏まえて図書館や学校をはじめ子どもの生活に関わるすべての人々は読書の持つ多様な側面を伝え、子どもたち一人ひとりの営みである読書を尊重するという基本姿勢を持つことが重要です。その上であらゆる場所で読書のきっかけをつくり、様々な種類の本と出合えるような読書環境の整備を地域社会全体で進めていかなければなりません。また、子どもたちが読書を通じて本の価値を見出し、本を大切に扱うことや読書を楽しむ環境づくりに子どもたち自身が取り組むよう働きかけることも読書活動推進に関わる人々の役割と言えます。...

さらに、読書を行う上で特別な支援が必要な子どもや、外国語を母国語とする子どもなど、それぞれの子どもに適した読書活動の支援を進めていくことが必要とされています。

## 2 子どもの読書活動をめぐる現状と見直しの方向性

目黒区子ども読書活動推進のための方針を策定後、子どもの読書をめぐる環境は大きく変化してきました。

平成 17 年には文字・活字文化振興法が制定・公布され、地方公共団体は図書館、教育機関との連携により文字・活字文化の振興に対する責務を有することとされました。また、平成 18 年以降、教育基本法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめとする教育関連 3 法の改正、学習指導要領の改訂など子どもたちの教育を取り巻く制度も大きく変化しました。さらに、平成 20 年には社会教育法、博物館法、図書館法の社会教育関連 3 法の改正がありました。一連の法改正・制度改正においては新たに生涯学習の理念が示され、家庭教育や幼児教育の規定が盛り込まれるなど、これまで以上に家庭、地域と関係機関が連携協力することを求めています。子どもの読書活動推進における具体的な取り組みも、こうした視点から見直しを進めることが必要となりました。

平成 15 年と平成 20 年に実施された東京都の調査結果\*<sup>1</sup>を比較すると、目黒区の小中学生が一ヶ月間に読んだ本の平均冊数は小学生で 6.3 冊から 11.6 冊へ、中学生で 1.7 冊から 2.1 冊へといずれも増加しています。また、一ヶ月間まったく本を読まなかった小学生は 7.2%から 3.1%へ、中学生は 39.2%から 27.1%へと減少しました。読書活動推進の取り組みは一定程度定着してきたといえます。しかし、学齢があがるにつれて読書習慣が減少するという傾向に変わりはありません。また、「OECD 生徒の学習到達度調査」\*<sup>2</sup>における読解力の平均得点結果の推移では全参加国中 2000 年が 8 位、2003 年が 14 位、2006 年が 15 位と低下傾向にあり、読解力の向上がひとつの課題であると捉えられています。読解力向上を図るためにも継続した読書習慣を身につけ、多様な読書経験を増やすことは大切であると考えられます。

\* 1 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」：東京都教育庁指導部（平成 15 年 6 月）（平成 20 年 2 月）

\* 2 「OECD 生徒の学習到達度調査」：OECD（経済協力開発機構）が加盟国の 15 歳児を対象に実施する学習到達度調査。西暦 2000 年から 3 年ごとに実施。（2006 年）

## 3 これまでの取り組み実績と課題

### (1) 家庭、地域における子ども読書活動の推進

図書館と保健センターでは、親子読書や読み聞かせ等の啓発推進として乳幼児健診の機会を利用して、絵本の楽しさや保護者の方に読み聞かせの大切さを伝える

てきました。また、図書館では平成 16 年に「絵本と赤ちゃん」というリーフレットを購入し、図書館利用者や保健センターで配布するなど家庭での読み聞かせの参考となるような活動を行ってきました。児童館・学童保育室においては移動図書室の実施や、図書館で不要になった絵本を取り入れるなど図書コーナーの充実に努めてきました。読書ボランティアによる読書推進については他の機関との連携など今後より効果的な取り組みが行えるよう工夫をしていく必要があります。

#### (2) 区立図書館における子ども読書活動の推進

図書館資料全体における児童書の占める割合は 2 割弱で推移しており、限られた財源の中で児童用資料の充実にに向けた工夫が求められています。図書館で実施するおはなし会は平均して年間で延べ 190 回程度、参加者数は 2500 人程度となっています。出張おはなし会、団体貸出、図書館訪問は増加傾向です。これらの事業の充実に小中学校との連携を密にして学校への PR を拡大し、理解を求めていく必要があります。図書館ボランティアの育成、推進は継続的に行われていますが、学校図書館ボランティアとの連携や児童館などでの活動機会を設けるなど活動範囲の拡大や活動内容の充実が課題です。

#### (3) 小中学校における子ども読書活動の推進

現在ではすべての小中学校で読書計画を策定しています。また、朝読書も通年あるいは期間を定めて全校で実施しています。学校図書館にはボランティアリーダーを配置し、保護者ボランティアに対する指導や助言、読み聞かせの実践や担当教諭への助言など活用が図られた結果、保護者ボランティアが積極的に学校図書館運営に関わる動きもあります。学校図書館の資料の充実や施設整備については各校で計画的な予算配分のもと行っていますが、情報機器の活用はまだ十分とはいえない状況です。特別支援学級に対する読み聞かせは動き始めたばかりといえます。

#### (4) 幼稚園、保育園等における子ども読書活動の推進

読み聞かせ講習会は他の機関との連携による実施が必要です。成長発達に応じた図書の紹介や園文庫、図書スペースの整備についても図書館や保護者との連携協力による一層の充実が求められます。地域の図書館に先生と園児が来館して好きな本を選んでみるなど絵本に親しむ活動が行われている状況も見られますので、今後も計画的に読書活動推進に対する取り組みを進めていくことが必要です。

### 第 1 目黒区子ども読書活動推進のための方針の考え方

#### 1 方針の目的

子ども自身が主体的に読書に取り組み、楽しみとしての読書を行えるような環境整備を進めていくために家庭、地域、学校、図書館など関係機関が連携を図り、様々な場面で積極的に読書活動を推進するというこれまでの取り組みは引き続き強化、拡大

していきます。

## 2 方針の基本的な性格

- (1) 読書活動推進のために、施策を体系化するとともに行政関係機関等の取り組むべき目標を示します。
- (2) 方針の中で、主として行政内部の関係機関の連携や、地域の保護者、ボランティアと行政の連携とともに、互いの果たすべき役割を明らかにしました。

## 3 方針の目標

子どもにとって自由で楽しい読書が繰り広げられるよう、関係機関と連携して子どもの読書活動を推進する環境を整備します。

- (1) 子どもの読書活動の環境づくり  
幼児期から読書に親しむ環境をつくとともに、小中学校では読書の習慣づくりをしていくための環境整備に取り組みます。
- (2) 学校・地域が連携した事業の展開  
読書の喜びや大切さを伝えるために、読書の啓発活動を展開します。  
地域の読書活動を推進するボランティアの育成を図ります。
- (3) 読書のネットワークづくり。  
読書推進に関わる地域ボランティア・団体・関係機関の相互の連携と活動をより一層発展させるためのネットワークづくりを進めます。

## 4 見直し後の方針に示された施策の実施期間

おおむね5年間とします。

## 第2 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み

見直し後は重点的に取り組むべき事業を各項目で明らかにし、実施していきます。その上で他の事業との連携を図り、より効果的な読書活動推進の取り組みを進めます。

### 1 家庭、地域における子ども読書活動の推進

子どもの読書の習慣づくりは、子どもの家庭生活における保護者の役割が大きな部分を占めます。そのために、読書の楽しみを伝えるための保護者の理解の促進と子どもへの働きかけ、地域のボランティアのかかわりなど家庭や地域の取り組みを支援します。

- (1) 幼児教育における親子読書や読み聞かせ等の啓発の推進

家庭での親子読書や読み聞かせ等の重要性を保護者に訴え、より多くの保護者が読書への取り組みができるような学習の機会を提供します。

- (2) 児童館・学童保育クラブの図書コーナーの充実  
児童館や学童保育クラブの図書コーナーを充実し、成長段階に応じた本を紹介し  
ます。
- (3) 児童館・学童保育クラブの職員の意識啓発と技術の向上  
地域の子どもと接する児童館等の職員に対し、読み聞かせの取り組みを広めるため、  
図書館と合同で研修を実施するなど職員の意識啓発と技術の向上を図ります。
- (4) 読み聞かせボランティアの育成と活動支援  
児童館などの読み聞かせに関心のある保護者や地域の方に協力を呼びかけ、図書館  
などと連携して地域の読み聞かせのボランティアの育成と情報交換を進めます。

#### 重点取組

- ・ 児童館・学童保育クラブの図書コーナーの充実
- ・ 児童館・学童保育クラブの職員の意識啓発と技術の向上

## 2 区立図書館における子ども読書活動の推進

地域の中で学校とともに子どもの読書活動の核となる区立の図書館は、関係機関やボランティアとの連携などの役割が求められています。今まで以上に乳幼児・学校向けサービスに力を入れるとともに、関係機関相互の連携を促すコーディネーターとしての役割も果たしていく必要があります。

- (1) 子どもの読書推進のための資料の充実  
年齢や発達に応じた児童書や読書のきっかけづくりとなる中高生向けの資料を充実  
させるとともに関係機関の団体貸出などに応じた資料構成を図ります。
- (2) おはなし会、ブックトークの充実  
小中学校等へ出張して行うおはなし会、ブックトークの充実を図ります。
- (3) 本との出会い事業の推進  
乳児の保護者向けに絵本の紹介リスト、読み聞かせアドバイス集などをまとめたセ  
ットを配布するなど、図書館の利用や読み聞かせ事業への参加を呼びかけます。
- (4) 乳幼児のための事業の推進  
乳幼児に絵本の楽しさや保護者に読み聞かせの大切さを知ってもらうために、保健  
センターの健診時等の PR 事業を推進します。
- (5) 子どもが読みたい本を学校に提供する仕組みづくり  
子どもが読みたい本を充実させるとともに、学校向け事業の改善や図書館資料のリ  
サイクル活用の呼びかけなど学校との連携を強めます。

- (6) 総合的な学習の支援  
総合的な学習の時間、調べ学習のための図書館利用の手引き、参考冊子、リストの作成と配布等、学習を側面から支援します。
- (7) 図書館訪問  
図書館に子どもの見学を受け入れ、図書館の利用方法を知ってもらうことにより、子どもの積極的な利用の促進を図ります。
- (8) 図書館の職場体験受け入れ  
図書館の仕事や本を知ってもらうために、中学生の職場体験を受け入れます。
- (9) 外国語を母国語とする子どもに対するサービスの充実  
外国語の資料の収集、提供に努め、充実を図ります。
- (10) 読み聞かせボランティアの育成、活動の推進  
読み聞かせボランティアの参加を呼びかけ、計画的な人材育成事業を行います。活動者数の増加、活動範囲の拡大とともに、技術の向上も図ります。また、継続的に活動の場を提供できるよう関係機関にも受け入れを呼びかけていきます。
- (11) 中高生向け PR の充実  
中高生向けの資料案内を中高生自身の手で作成し、親近感の持てる PR 内容の充実に努め、読書のきっかけづくりを促進します。
- (12) 利用者との連携による読書の推進  
大人から子ども、高校生から中学生、中学生から小学生へお薦めする本を紹介するなど、利用者相互が読書の喜びを分かち合う機会をつくります。
- (13) 多様な資料の充実  
障害を持つ子どもが興味を持つ資料（幼児ブック、さわる本等）を充実させます。
- (14) 子ども読書活動の啓発広報の推進  
子ども読書の日を中心とした読み聞かせ会、講演会、親子図書館見学会等のイベントを開催し、子どもの人格形成に果たす読書の大切さを広く周知していきます。
- (15) 読書週間に伴う子ども向け事業の推進  
図書館の仕事や図書の選び方などに関連する事業を行い、子どもたちに本と読書への興味を呼びおこします。
- (16) 図書館職員の育成  
子ども読書活動を推進するために、図書館職員について研修等によって育成に努めます。また、関係機関の職員と合同で研修を実施することや、定期的な連絡会を利用して情報交換を行うなど協力体制を確立します。

#### 重点取組

- ・ 読み聞かせボランティアの育成、推進
- ・ 子どもが読みたい本を学校に提供する仕組みづくり



### 3 小中学校における子どもの読書活動

子どもの学ぶ力を育てる小中学校において、様々な学習活動を通して読書の楽しさを味わわせ、読書活動の推進を図ります。

- (1) 各学校の特色を生かした読書活動の充実の取り組み  
読書の日や「朝の読書」など校内一斉読書の時間・日の設定、学年・学級での読書活動の取り組みなど、各校の特色や児童生徒の実態を生かした読書活動を推進し、充実に努めます。
- (2) 読書活動充実のための学校図書館活用の推進  
読書活動を生かす授業や学校図書館を活用した授業に積極的に取り組むと同時に、必読書の選定や図書委員会を中心とした購入図書の選定、新刊本の PR など、学校図書館活用の推進に小中学校全体で取り組みます。
- (3) 学校図書館における学習支援機能の整備  
調べ学習が効果的に進めることができるように、図書資料等の充実に努めるとともに、学校図書館の資料検索など情報機器の整備に向けた取り組みを図ります。
- (4) 学校図書館担当教諭の研修の推進  
学校図書館の担当者を対象とした図書館の運営についての研修を、区立図書館と連携して取り組みます。
- (5) 保護者に対する読書情報の発信と読書推進の働きかけ  
「学校だより」「図書だより」などを通じた読書情報の発信や「読書リスト」の配布など、読書活動推進の働きかけを行い、保護者の読書に対する意識高揚を図ります。
- (6) 学校図書館のボランティアの活用  
学校図書館の運営や読書活動に取り組むボランティアの導入を、地域や PTA の協力を得て推進します。
- (7) 特別支援学級における読み聞かせなど読書活動の充実  
学級の国語の時間等に読み聞かせに取り組むとともに、図書館職員やボランティアの協力を得ておはなし会を実施します。
- (8) 学校の優れた読書活動の実践例の収集と紹介  
読書活動の普及と啓発のために、各学校の優れた実践を収集し、広く紹介します。
- (9) 他の機関との連携による事業の実施  
子ども読書の日、読書週間などを中心に図書館を始めとする関係機関が実施する事業に積極的に参加するなどの取り組みを進めます。
- (10) 学校図書館の放課後活用  
子どもが本に親しむ機会を拡大させるため、管理体制などの課題を解決しながら学校図書館の放課後活用をすすめていきます。

#### 重点取組

- ・ 読書活動充実のための学校図書館活用の推進
- ・ 学校図書館のボランティアの活用

#### 4 幼稚園、保育園等における子ども読書活動の推進

学齢前の乳幼児に対し地域で保護者に接点を持つ幼稚園、保育園等において、保護者に対する読み聞かせや読書の必要性を広めていきます。

##### (1) 幼稚園・保育園の職員の意識啓発と技術の向上

図書館と合同で研修を実施するなど、職員の意識啓発と技能の向上を目指します。また、各館相互の情報交換により日常的な取り組みを活発にします。

##### (2) 成長発達に応じた図書の紹介

ゼロ歳児から就学前の児童の年齢や興味に応じた絵本や、読み聞かせの本を紹介します。

##### (3) 園文庫（図書スペースの整備）

施設環境にあわせ、図書スペースを設ける等、本に接する機会の増大と保護者への貸出を行います。

##### (4) 園児と保護者の図書館利用の促進

定期的に近くの図書館に引率するなど園児の図書館利用を促進させるとともに、保護者会などを通じて親子読書の重要性について啓発を行います。

#### 重点取組

- ・ 園児と保護者の図書館利用の促進
- ・ 園文庫（図書スペースの整備）

#### 第3 子ども読書活動推進のための施策の体系

施策の分類と各施策の項目名、継続、新規の分類、関係所管部課名、今後の取り組みの方向性を表示します。

#### 第4 推進体制

関係の課長からなる組織によって、年に1回実施状況の調査を行うとともに目標の確認や変更を行うなど方針の推進及び管理を行います。

## 子ども読書活動推進のための施策の体系

施策体系	施策項目	実施時期	関連所管部課	今後の方向性
1 家庭、地域における子ども読書活動の推進	幼児教育における親子読書や読み聞かせ等の啓発の推進	継続	地域学習課	家庭教育における取り組みを一層明確にするとともに、関係部課が支援。
	児童館・学童保育クラブの図書コーナーの充実	拡充	子育て支援課	館間の意見交換などにより、職員の意識向上策も踏まえて実施。
	児童館・学童保育クラブの職員の意識啓発と技術の向上	拡充	子育て支援課 図書館	図書館主催の研修会への積極的な参加による意識向上と技術の習得。
	読み聞かせボランティアの育成と活動支援	継続	子育て支援課	育成は図書館の講座などを利用し、活動の場の確保など支援を充実。

施策体系	施策項目	実施時期	関連所管部課	今後の方向性
2 区立図書館における子ども読書活動の推進	子どもの読書推進のための資料の充実	継続	図書館	団体貸出向け資料の充実に向けた臨時予算計上等重点化を図って実施。
	おはなし会、ブックトークの充実	継続	図書館	職員の技能を向上させる研修などを検討しながら実施。
	本との出会い事業の推進	新規	図書館	より多くの新生児の保護者に向けて読み聞かせに関する資料を配布する。
	乳幼児のための事業の推進	継続	図書館 保健センター	対象者拡大を図っていく。
	子どもが読みたい本を学校に提供する仕組みづくり	拡充	図書館 学校	PRを強化して連携を深めるなど更に事業の活性化を図る。
	総合的な学習の支援	継続	図書館	需要に応えるようメニューや内容の充実を図る。
	図書館訪問	継続	図書館 学校	PRを強化して実績を増やす。
	図書館の職場体験受け入れ	継続	図書館 学校	図書館の業務体制を見直し、実績を増やす。
	外国語を母国語とする子どもに対するサービスの充実	継続	図書館	貸出実績など需要を踏まえて充実を図る。
	読み聞かせボランティアの育成、活動の推進	拡充	図書館	技能向上と関係機関への活動範囲拡大など充実を図る。

	中高生向け PR の充実	継続	図書館	参加者を増加させて、継続性・内容の充実を図る。
	利用者の相互協力による読書の推進	新規	図書館	図書館利用者や関係者による大人から子どもへのメッセージの発信
	多様な資料の充実	継続	図書館	利用者の要望などを考慮する。特別支援学級との連携を強化する。
	子ども読書活動の啓発広報の推進	継続	図書館	事業内容の見直しを含め多様化を図る。
	読書週間に伴う子ども向け事業の推進	新規	図書館	本と読書への関心を呼び起こす事業の実施。
	図書館担当職員の育成	継続	図書館	計画的に事業を実施し、関係機関職員の参加を呼びかける。

施策体系	施策項目	実施時期	関連所管部課	今後の方向性
3 小中学校における 子どもの読書活動の推 進	各学校の特色を生かした読書活動の充実の 取り組み	継続	学校 指導課	学校経営方針等に盛り込み、引き続き 主体的な取り組みを進める。
	読書活動充実のための学校図書館活用の推 進	拡充	学校	実績を踏まえて、より活用される体制 づくりを推進する。
	学校図書館における学習支援機能整備の検 討	継続	学校 学務課	計画的な予算配分により機能整備の 充実に取り組む。
	学校図書館担当教諭の研修の推進	継続	学校 図書館 指導課	計画的に研修を行い学校図書館機能 を向上させる。
	保護者に対する読書情報の発信と読書推進 の働きかけ	継続	学校	効果的な手法、計画的な働きかけ手法 を検討しつつ継続する。
	学校図書館のボランティアの活用の推進	拡充	学校	新たな役割や他の機関との連携体制 構築などを踏まえて拡充する。
	特別支援学級における読み聞かせなどの読 書活動の充実	継続	学校 図書館	学級の特性を踏まえて効果的な手法 を探りながら拡充する。
	学校の優れた読書活動の実践例の収集と紹 介	継続	学校	様々な機会を捉えて実践に生かす取 り組みを進める。
	他の機関との連携による事業の実施	新規	学校 図書館	PTA なども含めて他の機関と連携し て事業を行う。
	学校図書館の放課後活用	新規	学校	学校図書館の放課後活用をすすめ、本 に親しむ機会を拡大する。

施策体系	施策項目	実施時期	関連所管部課	今後の方向性
4 幼稚園、保育園等における子ども読書活動の推進	幼稚園・保育園の職員の意識啓発と技術の向上	継続	保育課 指導課 図書館	図書館主催の研修会への積極的な参加による意識向上と技術の習得。
	成長発達に応じた図書の紹介	継続	保育課 指導課	保護者への働きかけを強化する。
	園文庫（図書スペースの整備）	拡充	保育課 指導課	保護者からの寄贈や図書館の貸し出し利用を活性化する。
	園児と保護者の図書館利用の促進	拡充	保育課 指導課 図書館	見学会という手法に捉われることなく、利用機会を増大させる。

目黒区子ども読書活動推進のための方針見直し検討会構成員名簿

平成20年7月8日 現在

職 務 名	氏 名	連絡先
1 目黒保健センター長	上 田 隆	内線 4100
2 子育て支援課長	安 部 仁	内線 2760
3 保育課長	古 庄 正 二	内線2780
4 鷹番小学校長	大 野 泰 弘	3714-2594
5 第八中学校長	松 村 由 紀 子	3714-4595
6 学務課長	平 本 安 芸 子	内線 3540
7 指導課長	柳 瀬 泰	内線 3580
8 八雲中央図書館長	谷 合 祐 之	5701-2793



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。